

東京歯科大学水道橋校舎

施設設備整備に係る募金計画

1. 募金事業の名称 水道橋校舎施設設備整備資金寄付金
2. 募金の主旨 東京歯科大学水道橋校舎本館西棟建設事業の施設設備整備資金に充当します。
3. 募金要領
 - (1) 目標額 : 2億円
 - (2) 一口の金額 : 一口 2万円
 - すでに血脇ホールへのご寄付をされている会員の方もいらっしゃると思いますが、それぞれのお立場から、絶大なるご協力をお願い申し上げます。
 - (3) 申込及び払い込み期間
平成 27 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日とします。
 - (4) 申込方法
 - (イ) 寄付申込書は、全同窓会員に配付します。
 - (ロ) 寄付申込書に所要事項を記載後、同封の返信用封筒（送料無料）にてご返送下さい。
 - (5) 寄付申込書記載事項
申込者必要事項、寄付金額の他、一括払い又は分割払いのいずれかを指定し該当箇所を○で囲み、下記の項目をご記入下さい。
 - (イ) 一括払いの場合：払込予定期日
 - (ロ) 分割払いの場合：毎回の払込金額、払込回数、払込月（該当箇所を○）

指定金融機関、口座番号、口座名は下記のとおりです。

銀行名		口座番号	口座名
三井住友銀行日本橋支店		普通 7968836	学校法人東京歯科大学寄付金口
ゆうちょ銀行 〇一九支店 (019)	振込口座	当座 0672878	学校法人東京歯科大学
	郵便振替	00140-8-672878	学校法人東京歯科大学

- (6) 払込方法
 - (イ) 同封振込・振替依頼書での振込、あるいは銀行・ゆうちょ銀行のATM、ネットバンキング等、ご都合の良い方法でお願い致します。
 - (ロ) 分割払いの場合は後日、分割回数分の振込依頼書を送付します。

寄付金に対する免税措置について

東京歯科大学は、文部科学大臣より寄付金控除の対象となる証明を受けております。確定申告時に「所得控除」または「税額控除」のどちらか有利な控除を選択し、申請することができます。

所得控除

所得控除の算出式

※所得により税率が異なります

$$\left[\text{寄付金額※} - 2,000 \text{円} \right] \times \text{税率※} = \text{控除対象税額}$$

※寄付金額は、所得の40%が限度となります。

税額控除

税額控除の算出式

$$\left[\text{寄付金額} - 2,000 \text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象税額※}$$

※控除対象税額は、所得税額の25%が限度となります。

<参考例>

○課税所得500万円、寄付金額20万円の場合

	寄付金額		控除額		実質負担額
所得控除	200,000円	-	39,600円	=	160,400円
					> 39,600円
税額控除	200,000円	-	79,200円	=	120,800円

○課税所得1000万円、寄付金額20万円の場合

	寄付金額		控除額		実質負担額
所得控除	200,000円	-	65,340円	=	134,660円
					> 13,860円
税額控除	200,000円	-	79,200円	=	120,800円

お問合せ先

学校法人東京歯科大学 法人事務局 経理部
〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-9-18
TEL 03-5275-1575
FAX 03-3262-3216
e-mail keiri@tdc.ac.jp